

岩手県立大学宮古短期大学部寮生等給食業務委託 委託契約書(案)

公立大学法人岩手県立大学（以下「甲」という。）と受託者以下「乙」という。とは岩手県立大学宮古短期大学部寮生等給食業務委託の実施を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1 乙は、甲の定める別紙業務仕様書により、岩手県立大学宮古短期大学部寮生等給食業務委託（以下「委託事業」という。）を誠実に実施し、甲は、その費用として、委託料 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）を支払う。ただし、事業実績額がこの額を下回った場合には、事業実績額をもって委託料とする。

（委託期間）

第2 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約保証金）

第3 契約保証金は、免除とする。

（業務に係る甲の指示）

第4 甲は、乙に対して、委託事業の実施に関してその事業に立会い、必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託事業の実施に関し必要と認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第5 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

（再委託の制限）

第6 乙は、委託事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

（委託事業内容の変更等）

第7 甲は、必要があると認めるときは、委託事業の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

（完了報告及び審査）

第8 乙は、委託事業が完了した場合は、委託業務完了報告書（様式第1号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の書類を受理した場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に、完了報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託事業の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

（適合の措置）

第9 甲は、第8第2項の規定による検査により、委託事業の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

3 第8第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

（委託料の請求及び支払）

第10 甲は、委託料を乙の請求により、次の通り、支払うものとする。

月額

円

2 乙は、第8第2項（第9第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格した場合は、委託料請求書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

（損害賠償等）

第11 委託事業の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（前金払）

第12 甲は、必要があると認める場合は、委託料の9割以内を前金払することがある。

2 乙は、前金払を請求しようとする場合は、委託料前金払請求書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

（違約金）

第13 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合には、遅延日数に応じ、委託料につき年パーセント（注1）の割合で計算した違約金を徴収することがある。

（注1）令和8年4月1日において適用される会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

（遅延利息）

第14 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、約定期間内に業務委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払額に対して、年パーセント（注2）の割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が100円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（注2）令和8年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

（契約不適合責任）

第15 甲は、乙が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

（甲の催告による解除）

第16 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第4若しくは第9第1項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

（2） その他この契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除）

第17 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1） 不正の手段により委託料の支払いを受けたとき。

（2） 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者

その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。) が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

第18 第16又は第17の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

（乙の解除権）

第19 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（1）業務の変更に伴い、業務委託料が当初の業務委託料の3分の1以下となるとき。

（2）第7第1項の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

（3）甲が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。

（暴力団等の通報）

第20 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

（委託料の返還）

第21 乙は、第16又は第17の規定により契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより委託料を返還するものとする。

（返還に伴う遅延利息）

第22 乙は、第21の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年 **パーセント（注3）** の割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

（注3）令和8年4月1日において適用される会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

（守秘義務）

第23 乙は、委託事業の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（業務従事者）

第24 乙は、委託業務の着手前に、委託業務に従事させる者（以下「業務従事者」という。）について、仕様書で定める様式により甲に提出しなければならない。

2 甲は、業務従事者のうち、委託業務に従事させるのが不適当と認める者については、その理由を明示して乙に業務従事者の交替を求めることができる。

（機器の使用及び必要経費の負担）

第25 乙が、委託業務の遂行のために使用する機械及び器具は、甲が負担するものとする。

2 乙は、委託業務を実施するために必要な次の経費を負担するものとする。

(1) 業務従事者の制服に要する経費

(2) その他委託業務に付帯する経費及び消耗品類の経費

(施設等の使用)

第26 乙は、甲の承認を得て、甲の施設及び設備を使用することが出来る。

(施設及び設備の取扱い)

第27 乙は、委託業務の実施に当たっては、甲の施設及び設備について善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(関係書類の保存)

第28 乙は、委託事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和14年3月31日まで保存するものとする。

(補則)

第29 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 岩手県滝沢市巣子152番地52
公立大学法人岩手県立大学
理 事 長

印

乙